

お申込日 20 年 月 日

※太線の枠内のみ記入してください。

利用申込書

お 申 込 者	(フリガナ) ご住所	〒		
	(フリガナ) 法人名 団体名	個人でお申込みの方はご記入不要です。		
	(フリガナ) 代表者名	印		
	TEL () - ()	FAX () - ()		
	ご担当部署	ご担当者名		
ご担当者連絡先 (上記と異なる場合)	TEL () - ()	携帯電話 () - ()		
	メールアドレス			

貴協会が管理する音楽著作物を下記内容において上映により利用することについて、貴協会の定める「利用許諾条項」の履行を承諾のうえ、「映像ソフト上映利用明細書」などを添えて申込みます。

映像ソフト タイトル					内 容	
製 造 数	個	映像ソフト 録音利用申込日	年 月 日	ソフト1本の 総再生時間	分 秒	
上映期間	自 20 年 月 日 至 20 年 月 日					
上映場所			上映目的	①広報・宣伝(企業PR) ②販売促進 ③その他 ()		
製作依頼者	ご住所					
	法人名 団体名		TEL () - ()			

※個人情報利用目的については、右記の利用許諾条項第10条に記載しています。

映像ソフト上映利用許諾書

20 年 月 日
上映許諾 第 号

一般社団法人 日本音楽著作権協会

演奏部

〒151-8540
東京都渋谷区上原3丁目6番12号
TEL 03-3481-2121(代表)
03-3481-2161(部署直通)
FAX 03-3481-2152

本協会は、上記お申込者が上記利用申込書に記載された内容にしたがい本協会が管理する音楽著作物を上映により利用することにつき、本協会の定める「利用許諾条項」を遵守することを条件に許諾します。

ご注意

- ① 申込者は、本書に左記映像ソフトにより上映利用する管理著作物の利用明細書を添付してください。ただし、録音利用明細書をもって明細書にかえることが出来るものとします。
- ② 本許諾は左記利用条件の範囲内の上映に限ります。放送及び有線放送・CCTV・イベントなどでの利用、または、常時継続的に上映している受像器での利用などは、本許諾に含まれません。
- ③ 申込者は、左記映像ソフトに本協会が指定する方法により上映許諾番号を表示してください。
- ④ 使用料は、支払日より30日以内に、企画の変更、またはやむを得ない事情で利用することが不能になり、これを文書で届出た場合を除き、原則として返還いたしません。

利用許諾条項

- (利用許諾及び譲渡禁止)
1. (1) 一般社団法人日本音楽著作権協会(以下「協会」という。)は、映像ソフト上映利用申込書(以下「申込書」という。)を提出した申込者に対し、上映開始日時点において協会が管理する音楽著作物(以下「管理著作物」という。)を、申込書記載の範囲内において上映利用することを許諾します。
この場合、協会は、申込者に対して、映像ソフト上映利用許諾書を交付します。
(2) 申込者は、前項の許諾に基づく管理著作物を利用する権利を他に譲渡することはできません。
(申込書及び利用明細書の提出等)
 2. (1) 申込者は、申込書と共に上映利用する著作物の明細を、協会所定の利用明細書用紙(以下「明細書」という。)に記載し、上映開始日の5日前までに協会に提出するものとします。
(2) 申込者の都合により、前項の申込書または明細書に記載した内容を変更して利用する場合は、遅滞なく変更する内容を協会に報告するものとします。
(使用料の支払い)
 3. 申込者は、協会の使用料規程により算出した使用料を、申込書提出のときまたは協会が発行する請求書に定める支払期日までに、協会事務所に持参または送金して支払うものとします。送金に要する手数料は、申込者の負担とします。
(保証金の納付と返還)
 4. (1) 申込者は、本許諾条項の確実な履行を担保するために、協会が必要と認めるときは、協会に対し、予定使用料の範囲内で定める額の保証金を、上映開始日の前日までに納付するものとします。協会は、申込者が本許諾条項に違反して使用料の全部または一部の支払いを履行しない場合は、保証金をもってその使用料またはらに定める違約金に充当することができるとします。
(2) 協会は、申込者が本許諾条項を完全に履行したときは、申込者に対し、協会が交付した受領証と引き替えに、前項の保証金を返還するものとします。ただし、利息は付さないものとします。
(使用料の変更)
 5. 協会が申込者に使用料を請求した後に、上映利用する著作物の権利関係の相違が判明したときは、協会は使用料を変更して請求できるものとします。
(違約金)
 6. 申込者が、3に違反して使用料の支払いを履行せず、支払期日より3ヶ月を経過したときは、協会は、申込者に対し、使用料のほか当該使用料の20/100の額を違約金として請求できるものとし、申込者はこれを支払わなければならないものとします。
(著作権者人格権の尊重)
 7. 申込者は、管理著作物を上映利用するにあたり、著作権者の意に反して管理著作物を変更、削除その他改変したり、または著作権者の名譽若しくは声望を害するなどして著作権者人格権を侵害しないよう留意するものとします。
(利用状況等の調査)
 8. 申込者は、上映利用における管理著作物の利用状況調査のため、協会に対し、協会の職員等による利用楽曲の調査、関係書類の閲覧その他の業務遂行に必要な便宜を与えるものとします。
(許諾の取り消し等)
 9. (1) 協会は、申込者が本許諾条項に違反したとき、または、違反するおそれのあるときは、申込者に対し、催告することなく直ちに文書により利用許諾を取り消すことができるものとします。
(2) 上映開始日時点において、申込者が上映利用した著作物が管理著作物でなかったときは、協会の利用許諾は当初からなかったものとします。
(個人情報の利用目的)
 10. 協会が取得した申込者の個人情報は、次の(1)、(2)のために必要な範囲以外では利用いたしません。
(1) 音楽著作物の著作権管理事業における利用許諾業務、著作物使用料徴収業務、著作物使用料・私的録音録画補償金等分配業務、調査研究及び刊行物の送付その他の広報
(2) 音楽文化の振興及び著作物思想の普及に関する事業における企画の検討・実施、調査研究及び広報
ただし、上記利用目的の達成のために必要な範囲で第三者に提供する場合があり
ます。
(合意管轄)
 11. 本利用許諾に関する紛争については、協会の本部または支部等の所在地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とします。